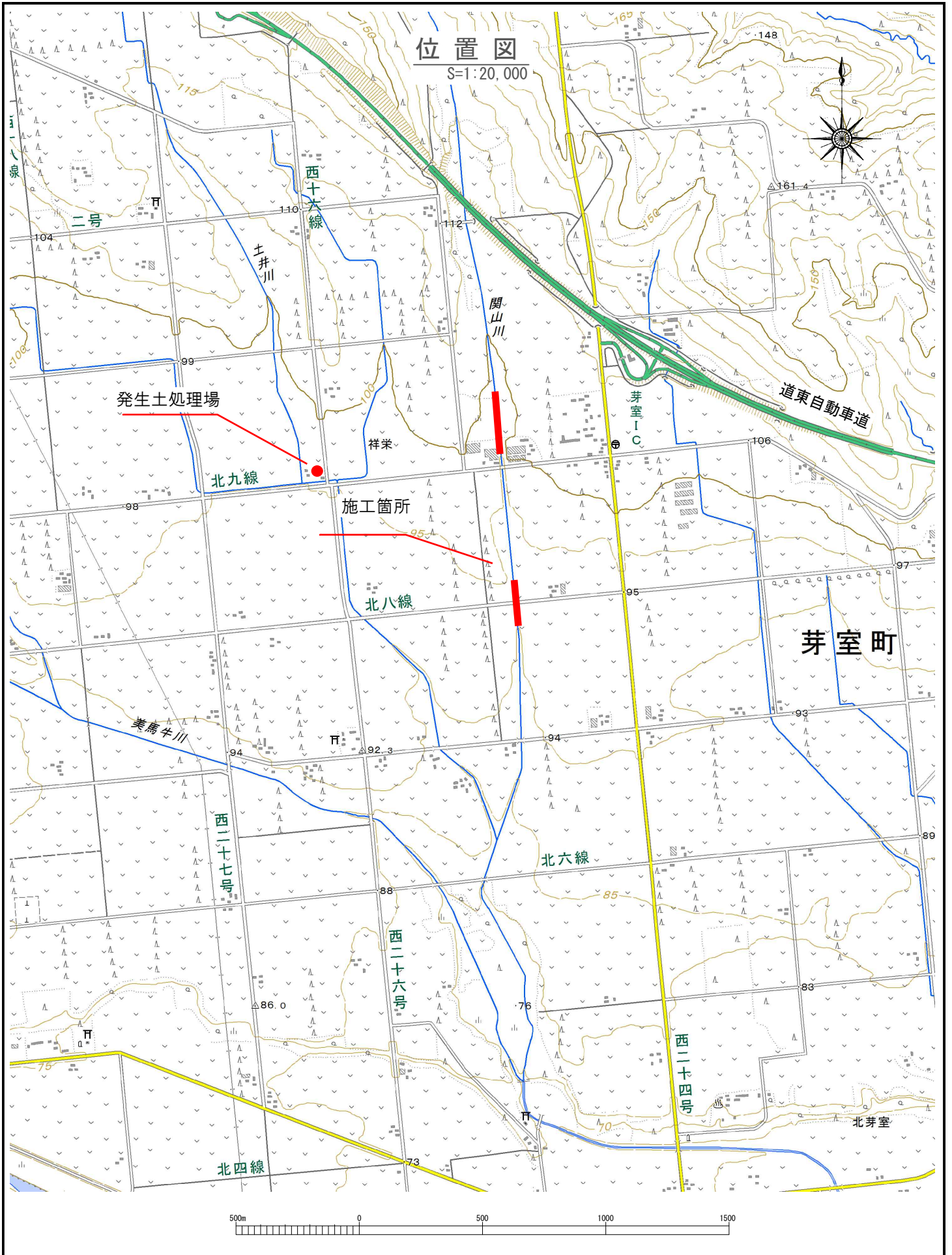


特記仕様書

位置図

S=1:20,000



総 則



1. 本工事は、下表に示した仕様書に基づき施工すること。

北海道開発局	農業土木工事仕様書	○
	道路・河川工事仕様書	○
	電気通信工事仕様書	
	測量調査業務共通仕様書	
	地質・調査業務共通仕様書	
国土交通省大臣官房官庁営繕部	(営繕関係) 建築工事仕様書、電気設備共通仕様書	
北海道農政部	北海道農業土木共通仕様書	○



2. 上表の他、下表に示した図書類の該当事項を参考とすること。
 なお、下記に示した項目以外の図書類についても監督職員の指示により適用する場合がある。

北海道開発局	パイプライン施工マニュアル	
	寒地フルーム水路設計施工要領	○
北海道開発局	「設計図書の照査ガイドライン」案	○
北海道開発局	工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	○
北海道開発局	設計変更事例集(案)	○
国土交通省	工事一時中止に係るガイドライン(案)	○
農林水産省	土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書	○
農林水産省	土木工事施工管理基準	○
大成出版社	建設副産物適正処理推進要綱の解説	○
北海道農政部	用排水路設計指針	○



3. 仕様書及び関連図書類に記載されていない事項は、工種毎に明示した本特記仕様書によること。
 (○印により明示したものが本工事に適用する条項であり、○印内数字は設計変更回数である。×印は設計変更で減じた条項である。)



4. 本特記仕様書に定めない事項または、施工に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。



5. 工事内容に変更が生じた場合は、本特記仕様書の内容変更及び追加をすることがある。



6. 本工事は公示用設計書により積み上げしており、図面記載の内容と差異があった場合は設計変更により変更を行う場合がある。

共 通

○

1. 目的 本工事は、農業水路等長寿命化・防災減殺事業計画に基づき「祥栄第2幹線明渠排水路」を建設するものである。

○

2. 工事場所 北海道 河西 郡 芽室 町 字 祥栄 地先

○

3. 施工条件明示

(表-1)

明示項目	該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件
工事全般関係		1. 各種積算の取り組みの有無	
		(1) 見積活用方式対象工事である。	
		(2) 施工箇所が点在している。	
		2. 補正の有無 [全体] ※明示事項以外も含む。	
	○	(1) 主たる工種。	排水路工事
		(2) 施工地域補正。	
		(3) 積雪寒冷地補正。	
		(4) 現場環境改善費。	
		(5) その他補正。 該当補正→ ()	
		2-1. 補正の有無 [○○工区] ※明示事項以外も含む。	
		(1) 主たる工種。	
		(2) 施工地域補正。	
		(3) 積雪寒冷地補正。	
		(4) 現場環境改善費。	
	(5) その他補正。 該当補正→ ()		

(表 - 2)

明示項目	該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
工程関係		1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある。	影響箇所及び他の工事の内容 他の工事の開始時期 " 完了時期	
	○	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される。	施工内容 施工時期 施工時間 施工方法	非出水期（11月～3月）
		3. 関係機関との協議が未成立である。	制約を受ける内容 協議内容 成立見込み時期	別紙のとおり 共通 - 5
		4. 関係機関、自治体等からの特定条件がある。	項目及び影響範囲	
		5. 余裕期間制度活用工事である。	該当方式を記載	任意着手方式 共通 - 8
		6. 施工区域に埋蔵文化財が存在する 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする地下埋設物等の移設が予定されている。	項目・調査期間 移 設 期 間	
用地関係		1. 工事用地等に未処理部分がある。	場所・範囲 処理の見込み時期	別紙のとおり 共通 - 5
	○	2. 工事用地等の使用終了後における扱い	復旧内容	原形復旧
		3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合。	場所・範囲 時期・期間 使用条件・復旧方法	

(表 - 3)

明示項目	該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
公害対策関係		1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定がある。	施工方法・機械設備 作業時間	
		2. 水替・流入防止施設が必要である。	内 容	
		3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする。	処理施設 処理条件等	
		4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される。	事前・事後調査の区分 調査時期 未然に防止するための調査方法 範 囲	
安全対策関係		1. 交通安全施設等を指定する。	内容・期間	
		2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事で施工方法、作業時間等に制限がある。	内 容	
		3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である。	内 容	
		4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する、又は発破作業等に制限がある。	内 容	別紙のとおり 仮設-8
		5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。	内 容	
工事用道路関係	○	1. 一般道路を搬入路として使用する。 (1) 工事用資材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。	経 路 期 間 時 間 帯 等	一般車両の支障とならないよう処置する。
	○	(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。	処置内容	現況機能を維持
		2. 仮設道路を設置する。 (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である。	内容・期間	
	○	(2) 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持及び補修が必要である。	処 置 内 容	
仮設備関係		1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す又は、引き継いで使用する。	内容・期間・条件	
		2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する。	構 造 施 工 方 法	
		3. 仮設備の設計条件を指定する。	内 容	

明示事項	該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件
建設副産物関係	○	1. 建設発生土が発生する。	処分及び保管条件 仮置場所までの距離 仮置場所までの時間
		2. 建設副産物の現場内での再利用、減量化が必要である。	内 容
	○	3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する。	処理方法 処理場所等の条件方法
		4. 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する。	受入場所 距離 時間帯等
工事支障物件等		1. 地上、地下への占用物件の有無、及び占用物件等で工事支障物が存在する。	支障物件名 管理者 位地・移設時期 工事方法・防護等
		2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する。	工事内容 期間等
薬液注入関係		1. 薬液注入を行う場合。	工法区分、材料種類 施工範囲、削孔数量、 注入量等
その他		1. 工事用資材等の保管が必要である。	保 管 場 所 期 間 等
		2. 工事現場発生品がある。	品名、数量、現場内での 使用の有無、納入場所
		3. 支給材料及び貸与品がある。	品名、数量、品質、規 格又は性能、引渡場 所、引渡時期等
		4. 工事用電力等を指定する。	内 容
		5. 営農上必要とする通路の確保がある。	構造、規格、施工範囲
		6. 仮畦畔等の設置が必要である。	構造、規格、施工範囲
		7. 一般車両は通行止めとして工事の施工を行う。	
	○	8. 耕作者及び関係者等に工事区間の通行を許可する。	
		9. 片側交互通行として施工を行う。	施 工 範 囲
		10. 新技術・新工法・特許工法を指定する工種がある。	工法名称、施工場所 施工条件、NETIS番号



3. 施工条件明示（別紙） 未処理の用地・協議及び埋設物等の扱いについて

「共通3. 施工条件明示」の工程関係、用地関係で該当している未成立事項及び埋設物等の扱いについては以下のとおりである。用地処理以外の項目の協議成立時期、施工方法等については、監督職員と詳細に打ち合わせて工事を進めること。また、下記項目の調整等の結果により工事内容を変更する場合がある。

下表に示す未契約用地区間又は区域については、用地処理が完了するまで施工してはならない。なお、契約の成立については、監督職員から文書（様式9号）により通知する。

該当○印	項 目		内 容	
	隣接工事	隣接工事名	〇〇地区 〇〇〇〇工区工事	
		工期	令和 年 月 中旬 ~ 令和 年 月 月上旬	
		測点		
		影響箇所及び工事の内容		
		影響時期	令和 年 月 中旬 ~ 令和 年 月 下旬	
	協議	協議名		
		協議箇所		
		協議内容		
		協議成立見込時期	令和 4 年 4 月 下旬	
	用地処理	買収地	測点	延長（面積） 延長（面積）
			交渉相手	
			処理見込時期	令和 年 月 中旬
		使用地	測点	延長（面積） 延長（面積）
			交渉相手	真野砂利工業有限公司
			処理見込時期	令和 6 年 月
	地下埋設物埋蔵文化財	埋設物件名・埋蔵文化財名	〇〇地区水道管 〇〇遺跡等	
		埋設（埋蔵）位置	別添位置図のとおり	
		調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
		施工条件		
	工事支障物件	支障物件名	北電柱 NTT柱	
		支障物件位置	別添位置図のとおり	
		移設時期	令和 年 月	
		施工方法等		



4. 関連資料

- (1) 本工事の契約後、施工において必要となる横断図・用地図・参考図等は、芽室町役場農林課土地改良係 _____ で閲覧あるいは借用できる。



監理技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「検査結果通知書」における日付）とする。



工 事 期 間

1. 工期は、休日及び平年並の雨天日等を見込んでいる。なお、休日は工期内の日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇、及び年末年始休暇を含んでいる。



概 略 数 量

1. 概略数量の取扱い
 - (1) 公示用設計書の数量総括表の摘要欄に「概、「概」、「概）」等と示した細別などの数量は、概略計算により算出したもので、設計変更で精算する。



監督職員が不適切な指示をした場合の対応

1. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、監督職員を經由せずに、(分任)支出負担行為担当官に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべき事を請求することが出来る。



精 査 積 算 方 式 の 試 行

1. 精査積算方式について
 - (1) 本工事は、不可視部分の施工に関する仮設工において、設計内容との差違が生じ、再設計を行う必要がある場合は、受注者が現場条件に適した合理的な仮設設計を行い、その内容を精査した上で採用する試行工事である。ただし、指定仮設については、本方式の対象外とする。
 - (2) 仮設設計の再設計に要した費用及び施工に要した費用は、設計変更を行う場合がある。



CALS/EC 電子納品

1. 対象工事と適用図書類

- (1) 本工事は、電子納品対象とする。
- (2) 電子納品の適用にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）【工事編】」、「発注者が定める工事・業務の案件番号、発注者コード」（北海道開発局CALS/ECサイトにて公開）を参考にするものとする。

掲載HPアドレス

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000il7t.html>

- (3) その他要領・基準類は、下記によるものとする。

農業農村整備事業の電子納品要領等（農林水産省ホームページにて公開）

- ・土木関係の電子納品要領等 掲載アドレス → http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html
- ・電気通信設備関係の電子納品要領等 掲載アドレス → http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/denki.html
- ・機械設備関係の電子納品要領等 掲載アドレス → http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/kikai.html

2. 提出媒体など

- (1) 工事成果品は、CD-R又はDVD-Rにて正本1部、副本1部を納品すること。
- (2) 電子成果品の納品に当たり、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）の最新版をWebサイトから入手し、エラーがないことを確認後、ウイルスチェックを行い、納品すること。
チェックシステム掲載HPアドレス → http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html

3. 設計図について

- (1) 設計図については「CAD製図基準（案）」を基本とするが、それによりがたい場合（同基準が適用できる設計図書が存在しない場合）は、監督職員と打合せの上、決定すること。



工 事 事 故 防 止 対 策

1. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取場、建設発生土の受け入れ地、資材置き場等、工事に関わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
2. 受注者は、水道管等の埋設物が予想される場所で施工する場合は、施工に先立ち管理台帳等に基づいて試掘を行い、その埋設物の位置（平面・深さ）、規格、構造等を目視により確認し、その調査結果について監督職員へ報告しなければならない。
なお、監督職員と協議を行い、試掘に要した費用について設計変更にて計上する場合がある。



工 事 中 安 全 管 理

1. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないように防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に、架空線等上空施設の下を通過する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、重機等の横断に際しては、必要に応じて誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。
なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

UAV等を使用する際の安全面への配慮について

○

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

無人航空機を使用する際の情報流出防止策

○

1. 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
 - (1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
 - (2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的
2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

— 一般

1. 支給材料は、次表の通りとする。なお、支給品の引渡時期は、監督職員と協議すること。

名 称	規 格	単 位	数 量	引渡場所	引渡時期

2. 本工事により発生した材料（土砂を除く。）のうち、下表に示した材料は、監督職員の確認を受けること。

品 名	規 格	単 位	数 量	現場での使用の有無	備 考

- (1) 上記材料の所有権は、発注者に帰属するものである。
- (2) 受注者は、現場発生品調書を作成し、監督職員に提出すること。
- (3) (2) の処理後に指定する工事に引き渡すことがある。なお、指定する工事は下表に示す。

品 名	規 格	単 位	数 量	工 事 名

3. 工事施工中は第三者が利用している 町道及び耕作道路 がその機能を失わないように措置を講じること。

建設副産物適正処理推進要綱に基づく適正処理

○ 1. 建設発生土について

本工事及び他工事で発生する建設発生土については、資源の有効利用を図るため、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき以下のように取り扱うこと。

(1) 本工事及び他の工事の施工により発生する建設発生土は、下記による。

種別 利用場所等	現場内利用	他の工事現場利用	一時保管
現場内利用場所	当現場敷地内		
搬出工事場所			位置図による
搬入工事場所			
一時保管場所			設計書による
利用（保管）土量	m^3	m^3	m^3

(2) 工事発注後、上記の指定により難しいときは、変更する場合がある。

(3) 一時保管を行う場合は、飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止の処置、周囲に囲いを設け他の廃棄物が混入しない処置、保管場所であることの表示（目的、種類、期間、責任者の明示）、車両出入口は施錠するなどして第三者の出入り防止処置、周囲の環境に配慮した管理等を行うこと（事業場から運搬されるまでの保管を除く）。

なお、看板表示内容に変更が生じた場合は、監督職員の指示に基づき訂正すること。



4. コンクリート塊の発生について

本工事で発生する建設副産物のコンクリート塊については、資源の有効利用と廃棄物の発生抑制を図るため、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、以下のように取り扱うこと。

- (1) 本工事で発生するコンクリート塊については、下記のとおりとする。
なお、当該内容の変更については、監督職員と協議するものとする。

	現地再資源化	再生資源化施設	一時保管
搬出場所		芽室町東芽室北1線18	
施設名等		高嶋コンクリート工業	
処理施設許可番号		第00120008425号	
受入時間			
数量	t	設計図書による	t
適用			

- (2) 再資源化施設に搬入するコンクリート塊は、各施設の受入れ基準を満たす規格(30cm以下に破碎するなど)で搬出すること。なお、受入施設の受入れ条件は事前に確認すること。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	摘要
コンクリート塊	高嶋コンクリート工業	芽室町東芽室北1線18	
廃プラスチック	(株) エコクリーン	芽室町西土狩北8線34-2	
金属くず	〃	〃	

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は、「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

- (3) 本工事の元請業者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用(促進)計画書」を監督職員に提出しなければならない。

この別表イ、ロ様式「再生資源利用(促進)計画書」は、「建設副産物に係る情報入力システム(COBRIS入力システム)」を活用し作成しなければならない。

提出はPDF形式のデータあるいは印刷物とする。

- (4) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「建設副産物に係る情報入力システム(COBRIS入力システム)」にデータの入力を行い、PDF形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。

建設リサイクル法第11条通知に係る運用について



5. 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

受注者は、「建設機械に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書類を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項規定する工事着手をいう。）するものとする。
なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。



完 成 平 面 図 等

1. 完成平面図は、下記の通り作成すること。

	作成区間	SP =	1565.82	～ SP =	1600.87	L =	35.05
		SP =	2181.75	～ SP =	2415.88	L =	119.95
○	CAD図面作成						

- (1) 出来形完成平面図のIP及び敷地境界杭は、座標値を表示すること。
- (2) 提出は、CADデータとする。
- (3) 記載方法及び事項は、監督職員と打合せること。

2. 工事完成図

作成図面については監督職員と打ち合わせること。



設 計 変 更 図 書 作 成

1. 本工事では、設計変更図書の作成（設計変更図の作成及び数量の算出）を受注者に行わせることがある。
2. この場合の図面及び数量計算は、監督職員の指示により行うが、指示事項（作成枚数、設計内容等）は設計変更指示書で確認する。
3. 図面の作成及び数量の算出に当たっては、発注者が貸与する「農業土木工事標準設計図集」及び北海道開発局HP掲載の「農業土木工事数量算出要領（案）」によることを原則とする。
4. 図面は、電子化図面データの作成要領（案）及び、CAD製図基準（案）に基づき作成することを原則とする。
なお、監督職員との打合せにより、電子データによらないで作成する場合は、マイラー原図に鉛筆トレースで作成すること。
5. 図面は電子データによる場合は、電子媒体での提出とすること。また、鉛筆トレースで作成する図面及び数量計算書は、原図及び原稿を提出すること。なお、電子媒体、図面及び数量計算用の用紙は全て官給とする。
6. 上記に要した費用は設計変更で精算する。

資 材 一 般



1. 日本工業規格（JIS）の資材は、施工計画書の「主要資材」で資材名、購入社名等を明らかにすること。また、日本工業規格（JIS）以外の資材は、カタログ等により形状、寸法、品質規格を明らかにし監督職員の承諾を受けた後に使用すること。



2. JIS規格品について、平成20年10月1日以降は、改正工業標準化法（平成16年6月9日）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（いわゆる新JIS認証工場）で製造されたものを使用すること。

鉄 筋



1. 鉄筋は、使用前にミルシート又はメーカー表示ラベルと異形棒鋼の形状規格が判断できる写真を監督職員に提出し、承諾を得ること。

鋼 矢 板



1. 本工事（仮設工事は除く）で鋼矢板を使用する場合は、JIS A5523-SYW295もしくはSYW390を用いることを標準とする。

木 材



1. 受注者は、設計図書に木材使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

セメントコンクリート二次製品



1. 護岸用コンクリートブロック

(1) ブロックはコンクリートの工場製品として次の仕様による。

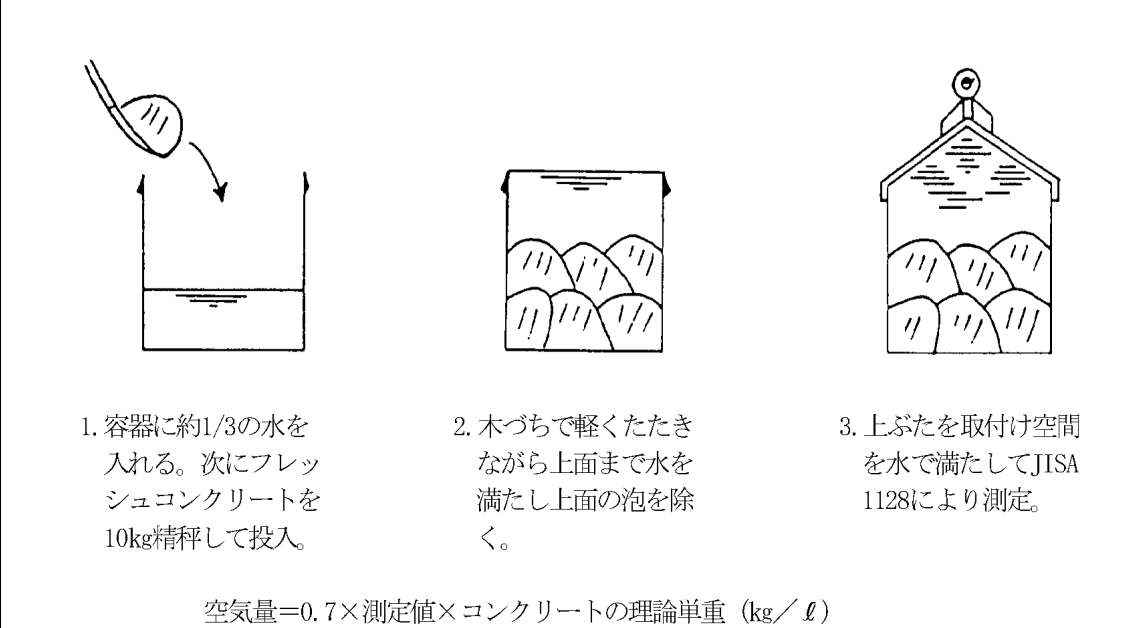
- ① 製造並びに養生方法は原則としてバイブレーション方式、又はプレス方式製造とし、蒸気又は湿潤養生とする。
- ② 使用コンクリートはAEコンクリートとし粗骨材の最大寸法は下表によること。

連節ブロック、大型連節ブロック、法覆ブロック	20又は25mm
法覆基礎ブロック、巻止ブロック、帯工ブロック、根固ブロック	40mm

- ③ 空気量はバイブレーション方式ではJIS A 1128の測定方法で4.5±1.5%、プレス方式では北海道開発局の測定方法で2.5±1%とする。
 - ④ 混和剤の品質、使用量は強度・凍結融解抵抗性等に悪影響を及ぼさないものとする。
 - ⑤ 製品のコンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策は、道路・河川工事仕様書 付表5.5-2、5-3及び5-4によることとする。
また、前記対策で安全と認められる骨材を採用する場合は次の事項によること。
ア 試験成績表が有効期間（6ヶ月）を超過した場合には、新試験成績表を提出すること。
イ 使用骨材の試験結果（比重、吸水率、粒度等）は毎月提出し、産地の変更又は品質の変化が生じた場合には、新試験成績表を提出すること。
ウ 工事途中で骨材がイ、ロの新試験成績表で有害と判断された場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を受けなければならない。なお、鉄筋を使用するブロック塩化物総量規制は、道路・河川工事仕様書 付表5.5-2によることとする。
 - ⑥ ブロックは原則として製造後、バイブレーション方式で14日、プレス方式で7日以上経過したものでなければならない。
 - ⑦ ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを1ヵ月単位にとりまとめ、閲覧できるようにしておくこと。
品質特性のうち、寸法は型式規格毎、圧縮強度及び空気量は各配合毎とし、1日1回以上3個の資料によりX-R管理図及びヒストグラム（各月毎の累計資料数による。）による管理とする。
- (2) 法枠ブロックとして次によるものとする。法枠ブロックにおいて、階段部は階段ブロックを使用し、その強度・重量等は法枠ブロックを下回らないこと。

【北海道開発局 空気量測定方式】

プレス方式の空気量測定は、ブロック成形前のフレッシュコンクリートを下記の測定方法で、午前・午後各1回測定すること。



The diagram is enclosed in a rectangular border and contains three sequential illustrations of the measurement process. Step 1 shows a hand pouring material into a container with a water level line. Step 2 shows a wooden block being used to tap the surface of the material in the container. Step 3 shows the container with a lid and a pressure gauge on top, with the internal space filled with water. Below the illustrations are three numbered steps in Japanese, and a formula for calculating air content.

1. 容器に約1/3の水を入れる。次にフレッシュコンクリートを10kg精秤して投入。
2. 木づちで軽くたたきながら上面まで水を満たし上面の泡を除く。
3. 上ぶたを取付け空間を水で満たしてJISA 1128により測定。

空気量=0.7×測定値×コンクリートの理論単重 (kg/ℓ)

- (注) 1. 試験用器具はJISA1128による。ただし、容器容量は7ℓとする。
2. 骨材修正係数は考慮しない。

仮 設

1. 工事用道路

(1) 既設道路の利用〔仮設道路〕 (任意仮設)

- ① 既設道路を使用する場合は、一般交通に支障を与えないように安全管理を徹底し使用すること。なお、受注者は必要に応じ補修して使用すること。
- ② 本工事では、既設道路の利用区間を下表のとおり想定している。工事期間中の道路の施工及び補修方法については、仮設計画図を作成し、事前に監督職員の確認を得ること。

	位 置	別紙図示の箇所		延 長	No. + ~No. + L = m
	路 線 名			構造・規格	砂利道、舗装道

(2) 新設道路及び迂回道路 (指定仮設)

- ① 道路の位置、構造、規模、延長等については下表のとおりとする。ただし、地先関係者等との協議や現場条件等を勘案し、発注者及び受注者協議により、工事用道路の位置、構造、規模、延長等を設計変更する場合がある。

	位 置	別紙図示の箇所		盛 土 材	流用土、火山灰土、t = mm以上
	延 長	No. + ~No. + L = m		舗 装 工	細粒度ギャップアスコン cm以上 アスファルト安定処理 cm以上
	幅 員	B = m以上		平面図・構造図	別添図面参照
	路 盤 構 造	切込砂利、切込碎石40mm級、t = mm以上 敷鉄板 厚さ mm以上		待避所区間	幅員 m以上、延長 m以上、ヶ所

- ② 道路の線形、縦・横断勾配については、仮設計画図を作成し事前に監督職員の確認を得ること。また、場合により盛土材の使用量を把握するための方法を監督職員と協議すること。

- ③ 既設道路のうち、下記に示す区間においては、○○○○○の理由により防塵対策することを標準とする。
ただし、現場条件等を勘案し、発注者及び受注者協議により防塵対策区間、防塵対策方法等を設計変更する場合がある。

位 置	別紙図示の箇所
延 長	No. + ~No. + L = m
幅 員	B = m以上
構造、材料等	

- ④ 工事後、工事用道路を設置した場所については、監督職員の指示がある場合を除き、原形に復旧することとする。
そのため、着工前、復旧後に横断図等により監督職員の確認を得ること。

- ⑤ 上記①②④の結果によっては、発注者及び受注者協議により盛土材の量等を設計変更する場合がある。

(3) 新設道路（任意仮設）

- ① 指定仮設以外に仮設道路を新設する場合は、仮設計画図を作成し事前に監督職員の確認を得ること。

- ② なお、関係機関との協議や現場条件（トラフィカビリティ等現地調査結果）等により、仮設道路の位置や構造等を定める必要がある場合には、発注者及び受注者協議により設計変更する場合がある。

- ③ 本工事では、新設道路（任意仮設）区間を下記のとおり想定している。

位 置	
延 長	
幅 員	
構 造	
備 考	

位 置	
延 長	
幅 員	
構 造	
備 考	

(2) 仮締切（指定仮設）

仮締切の設計条件、延長等については下表の通りとする。ただし、現場条件等を勘案し、発注者及び受注者協議により設計変更する場合がある。

仮締切設置位置	別添図示の箇所
仮締切対象区間	N00+00~N00+00
仮締切標高	〇〇地点 EL= m
仮締切構造	大型土のう、鋼矢板（〇型L= m）

(3) 任意仮設：仮排水施設の規模は 2 m³/s 以上の通水能力を有すること。

6. 水替工

(1) 水路工の施工区間内における排水量は、施工延長 11.8~24.3 m 当たり 0~40 m³/hr を想定している。

(2) 本線の施工区間内における排水量は、施工箇所 1 カ所当たり 0~6 m³/hr を想定している。

(3) 施工区間内の水替については、監督員等と協議すること。なお、結果により設計変更で計上する場合がある。

7. 汚濁処理施設

施工に当たっては汚濁水処理施設を設置すること。設置前に図面等により処理方法について、監督職員の承諾を受けること。

8. 工事施工に関わる仮設費用のうち、土質条件、排水等において当初予測し得なかった事態が生じ、かつその対策が必要となった場合は、設計変更により措置することがある。

工 事 用 地 等

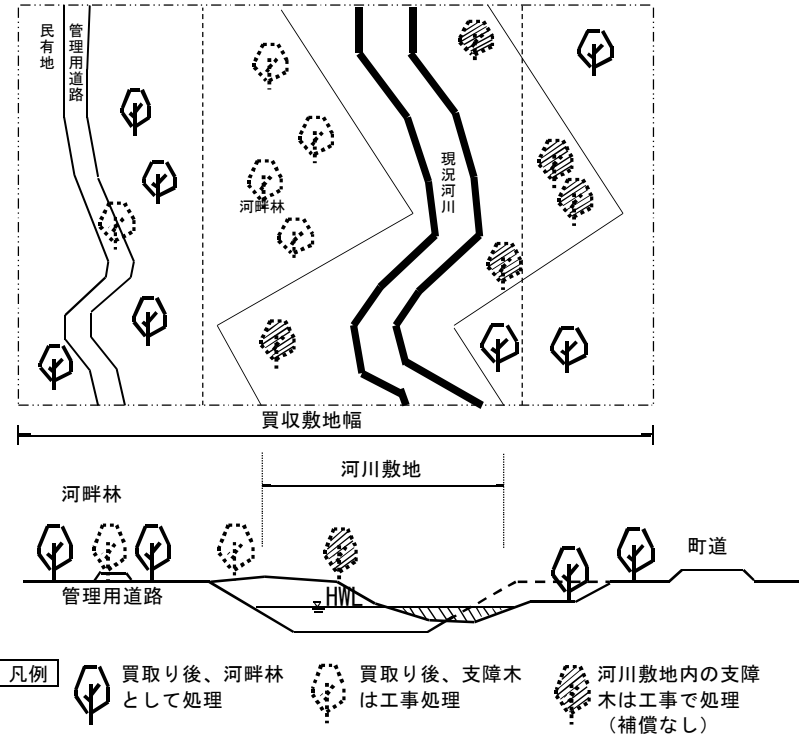
- 1. 発注者が確保している用地
発注者が確保している工事用地等の範囲は、監督職員と打合せること。
- 2. 発注者が確保している工事用地以外で施工上必要な用地は、受注者の責任において確保すること。
ただし、保安林指定等がかかっている場合があり、その場合事前の手続きが必要となるので留意すること。
(なお隣接する保安林については参考図のとおり)
- 3. 工事用地等の使用及び返還
発注者が確保している工事用地等は、受注者が工事施工に先立ち監督職員立会の上、用地境界、使用等の確認を行うこと。
また、工事施工後用地の返還は、使用条件に基づき受注者が必要な措置を講じた後、発注者に通知すること。
なお、発注者が所有者に返還する際には、立会すること。

- 4. 用地境界杭
 - (1) 用地境界には、農業土木工事仕様書に定める規格のコンクリート標柱を埋設する。設置位置は、用地図に示すが、用地図は〇〇事業所で閲覧ができる。
 - (2) 障害物等により所定の深さに設置が出来ない場合は監督職員の指示による。

- 5. 地下埋設物等の処理
地下埋設物等で工事に係るものは、受注者が関係者と連絡調整し適切な処理を行うとともに、結果を監督職員に報告すること。なお、施設（地下埋設物等）の移設及び復旧等で、予期し得ないことが発生し、監督職員が必要と判断した場合は、設計変更することがある。

- 6. 排水路工事の河畔林等の伐採について
 - (1) 河畔林等立木の伐採や存置は、工事着手前に監督職員と協議すること。なお、これに要する費用は、設計変更することがある。
 - (2) 水辺環境や生態系の保全から河畔林は、極力存置するよう考慮すると共に、産業廃棄物の発生を抑制すること。

※排水路等工事における河畔林処理イメージ図（参考）



土 工 共 通

1. 伐開幅は用地幅以内とし、環境保全等を目的とする樹木等の扱いは監督職員の指示によること。
2. 伐開作業は、監督職員の指示があるまで着手しないこと。
3. 施工基面付近を掘削する際は、過掘をしないこと。なお、過掘が生じた場合は、受注者の責により掘削前の地盤と同程度まで補強すること。
4. 構造物と接する部分の盛土及び埋戻しは、良質な土砂または材料（レキ、レキ質土、岩砕、砂等）で施工すること。また、裏込め及び埋戻し材料は、ブルドーザまたは人力などにより平坦に敷き均しを行い、ダンプトラックあるいはブルドーザ等による高撒きはしないこと。
5. 土砂類の搬出及び受け入れは、監督職員及び関係者と事前協議を十分に行い、工程に支障を生じさせないこと。
6. 採取盛土は、別添「箇所図」の指定した場所から採取すること。採取に当たり事前に監督職員と打合せて採取場所を確認すること。
7. 本工事により生じた発生土は、別添箇所図の指定した場所へ運搬整理すること。
8. 「農業土木工事仕様書」に明記されていない土及び岩の分類と表示記号は下表の通りとする。

土質及び岩種	表示記号	備 考
火 山 灰 土	K	
岩 塊 玉 石	RT	
軟 岩 I	WR1	
軟 岩 II	WR2	

土質及び岩種	表示記号	備 考
中 硬 岩	MR	
硬 岩 I	HR1	
硬 岩 II	HR2	

9. 表土扱い
 - (1) 工事用地のうち水田、畑地、採草地については事前に表土はぎを行うこと。表土はぎ後の表土の保護は、ブルーシート等で行うこと。なお、表土及び下層土等の堆積の形状や位置については、監督職員と打ち合わせる。
 - (2) 表土はぎの範囲（地盤高、表土厚）及び表土の現況（下層土の位置、雑物、石礫、不良土の混入状況）は監督職員、地権者、受注者の立会を得て、測点100m毎に測定（写真撮影）すること。
 - (3) 表土戻しは、営農に支障となるような過転圧をしてはならない。また、凍結時期（または冬季）での施工は、地権者、監督職員と十分協議を行い、方法等を検討すること。
 - (4) 表土戻しは、地権者の立会いの上で施工すること。
 - (5) 本工事の表土厚は平均 cmで計上しているが、表土厚の測定結果により設計変更する場合がある。
10. 掘削断面内に予期しない不良土や埋設物等があった場合は、掘削工法について監督職員と協議すること。これにより工事量等に増減が生じた場合及び土質に変更があった場合は、設計変更することがある。



11. 明渠排水路土工

- ~~(1) 発生土均しは、原則として横断図によるが、近傍に旧河川がある場合及び処理用地範囲を越えて発生土均しをする場合は監督職員と協議すること。~~
- (2) 掘削により既設暗渠排水管が切断される場合は、暗渠出口を閉塞しないように処置すると共に監督職員の指示により暗渠吐口処理工等を設けること。この場合、暗渠吐口処理工を設計変更する場合がある。

明 渠 排 水 工

コンクリートブロック護岸

1. 連節コンクリートブロック10㎡当りの重量は下表の数値以上とする。

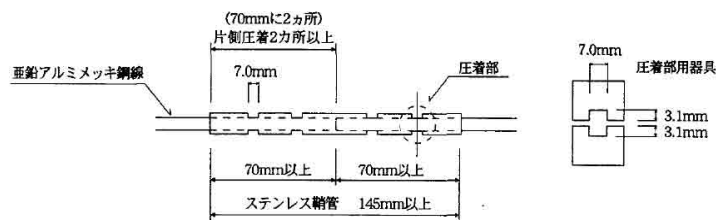
工 種	ブロックの種類	型 式	10㎡当りの重量	備 考
護岸工	連節ブロック	平 型	kg	

2. 特殊な場所の護岸は、監督職員の指示によること。

3. 計画河床高（基準面）はブロック装工の場合はブロック上面とする。

4. 護岸部法面方向の天端に半切ブロックは使用しないこととし、平型ブロックのみで構成する。

5. 鋼線は基本的に連結しないことを原則とする。やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、ステンレス鞘管による加圧継手とする。鞘管の品質及び規格はSUS304、外径10.5mm、内径6.5mm、L=145mm以上とする。また、連結部は鋼線と鞘管を圧着させ、引張強度は19.5KN以上とする。
 なお、施工方法及び施工管理等は、施工前に監督職員と十分打ち合わせすること。
 加圧方法は下記を標準とすること。これにより難しい場合は、監督職員と協議のこと。





吸い出し防止シート

1. 河川護岸施工に使用する吸い出し防止シートは、「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち下表の規格を満足しているシートとする。
 なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」を有しているシートは使用できるものとする。

項目	基準	備考
開孔径 (ジオキスタイル95%開口径)	0.2mm以下	
透水性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	9.8KN/m以上	縦・横方向共
科学的安定性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114準拠 (ph5~9)
耐候性 (強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410 JIS A1415準拠
摩擦係数	0.5以上	

2. 吸い出し防止シートの重ね幅は10cm以上とする。

3. 品質管理方法

- (1) 納入される製品には、シートに①製品名②製造年月日③製造工場名が明記されていなければならない。(整理番号でも可)
- (2) 納入される製品は、下記の品質管理により管理されているものとする。
- ①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われていなければならない。
 - ②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において20,000m²に1回以上の割合で行われているもの。
 - ③品質試験の内容は、右表の品質及び規格とする。

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法
厚 さ		mm	10以上	
密 度		g/cm ²	0.12以上	JIS L3204
圧 縮 率		%	12以下	JIS L3204
引張強度		KN/m	9.8以上	JIS L3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L3204

4. 品質証明書の提出

- 製品の使用においては、監督職員に「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（建設大臣認可）もしくは「公的試験機関による技術証明書」を提出し使用するものとする。
 また、製品納入時には「製造工場における品質試験表」及び「公的試験機関における品質試験表」を監督職員に提出するものとする

そ の 他



1. 管理用道路の施工に際しては、隣接する圃場等の地形を踏まえた施工基面高とすること。
なお、管理用道路等が要因で、隣接農地等に湛水が発生する可能性がある場合には、監督員と事前に協議を行うこと。
2. 既設撤去時に連節ブロックの含銅線、吸出し防止材が確認された場合は、監督員と協議を行うこと。